

10k200-203

本文に格上げし2

し、かり書きました

# アフターマーケット

独禁法の講義2022-10k

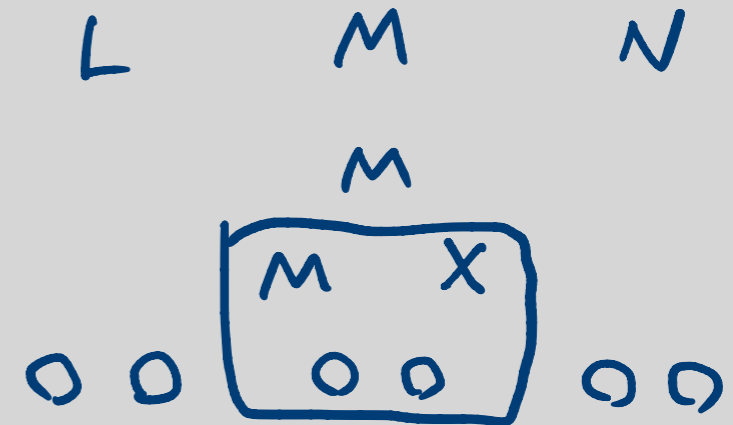
~~独禁法オンデマンド講義2022~~

# 2

## 概要

\* 10k200  
\* 9k195-196

\* 最近の新たな事例



\* アフターマーケット = 消耗品をめぐる競争問題

\* 基軸品

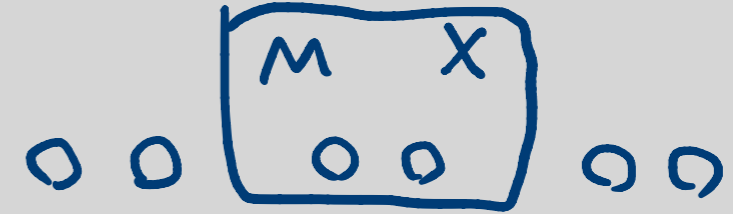
▶ 当初に購入する比較的高価な商品役務

\* 消耗品

▶ 基軸品の使用中に必要なとなる商品役務

L M N  
M

\* 米国でKodak事件



\* Eastman Kodak Co. v. Image Technical Services, Inc., 504 U.S. 451 (1992)

\* 日本で東芝昇降機サービス事件

\* 大阪地判H2-7-30昭和60年（ワ）第2665号

\* 大阪高判H5-7-30平成2年（ネ）第1660号

\* 甲事件（需要者）・乙事件（消耗品競争者）

\* 部品と取替調整工事 部品と普段の保守

\* 一般指定10項と一般指定14項（当時15項）

- \* 公取委の排除措置命令の事件
  - \* 平成14年（勸）第7号（三菱電機）
  - \* 平成16年（勸）第1号（東急パーキングS）
- \* 公取委の審査打切り・ミニガイドライン
  - \* 平成16年10月21日（キヤノン）
- \* 民事裁判
  - \* 水面下には多数ありそうである
  - \* ハイン対日立BS（H23新潟地判・東京高判）

## \* 中間品が登場する類型

- \* 独立系の消耗品を使用しているユーザにおいて、中間品が必要となった。中間品はメーカー系のみが販売。

## \* 中間品が必ずしも登場しない類型

- \* 基軸品が、独立系の消耗品の使用を難しくする設計等となっている。
  - ▶ プリンタの事件はこちらが多い。

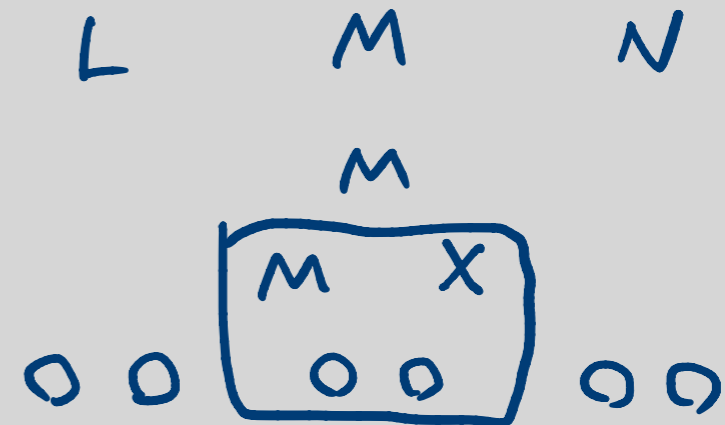
# 6

## 行為要件が争点となった事例

### \* ハイイン対日立ビルシステム

\* ユーザ（院長）は、

- ▶ 消耗品（普段の保守）をメーカー系に切り替えれば中間品（部品）を早期に入手できると教示されたのか
- ▶ 事故の発生によって独立系の消耗品に否定的な印象を持ったのか



# 市場画定・排除効果

- \* いずれが検討対象市場か

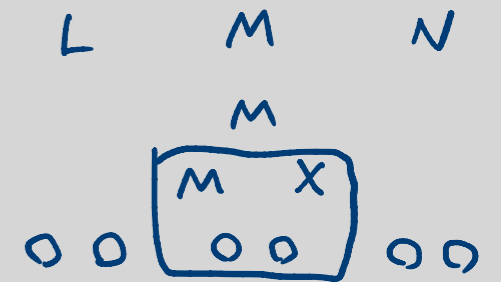
- \* 「そのブランドの基軸品用の消耗品」か

- \* 「基軸品と将来の消耗品の全て」か

- \* 議論のポイント

- \* 需要者は基軸品の購入時に全て見通せるか

- \* 基軸品購入後・使用中、消耗品が高いため、他の基軸品に乗り換えることは可能か



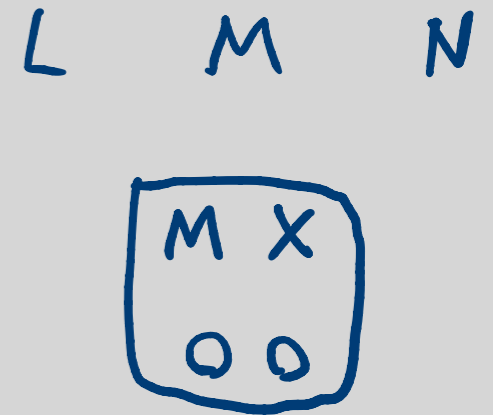
- \* 東芝昇降機サービス事件
  - \* 大阪地判H2
  - \* 大阪高判H5
- \* H16キヤノン公取委公表文・ミニガイドライン



- \* 東芝昇降機サービス乙事件
  - \* 原告独立系保守業者は、普段の保守の仕事を失ったことについて損害賠償請求（当時は独禁法24条なし）
  - \* 原告は、部品とその取替調整工事の抱き合わせ、と立論
  - \* 大阪高判
    - ▶ 取替調整工事の抱き合わせは関係がない
    - ▶ 普段の保守について一般指定14項（15）

## R3 ブラザー工業東京地判

- \* 東京地判令和3年9月30日・令和元年（ワ）第35167号（裁判所サイト）
- \* プリンタとトナーカートリッジ
- \* 中間品が出てこない事案
- \* 判決：基軸品と消耗品の抱き合わせ
- \* 基軸品に力があるか否かの認定なし
- \* 設計変更後3か月で独立系は対応消耗品発売
- \* ブラザー工業：控訴せず
- \* 白石 ジュリスト1568



## R2 リコー東京地判

- \* 東京地判令和2年7月22日・平成29年（ワ）第40337号（裁判所サイト）
- \* プリンタとトナーカートリッジ
- \* プリンタメーカーが独立系消耗品について特許法上の請求
- \* 判決：独禁法違反であり特許権濫用
  - ▶ 独禁法21条に関する判示もある
- \* 事実認定・当てはめ？
- \* 知財高判令和4年3月29日 ~~（未登載）~~

裁判所サイト  
登載

10k69, 203